

選舉資料 七

昭和二十三年八月

特別投票の手續きについて

香川縣選舉管理委員會

目次

- 第一、特別投票制度の改正と特別投票事由
 - 第二、選挙人の特別投票手続き
 - 第三、選挙人の属する市町村の選挙管理委員会委員長の職務
 - 第四、選挙人の職務若しくは業務に従事する地の市町村選挙管理委員会委員長の職務
旅行し若しくは滞在する地
 - 第五、投票管理者の職務
 - 第六、官公署その他これに準ずるものの長、業務主、市町村長、醫師、歯科醫師、産婆等の職務
 - 第七、特別投票に関する証明書等様式
- 註、この要項中の略稱は次の通りである
- 法 地方自治法
 - 令 地方自治法施行令
 - 則 地方自治法施行規則

第一 特別投票制度の改正と特別投票事由

事項	摘要	参照条文
<p>(一) 特別投票制度の改正</p>	<p>特別投票制度とは所謂不在者投票制度であり選挙人で特別の事由により選挙の当日投票所に行き投票することができない者に對して選挙の期日前において投票の方法を講ずる制度のことである。従来は主として特定の職務又は業務に従事して居るため選挙の当日投票所に行くことができない場合に限つていたが、地方自治法ではこれを改正して公務たるを、私用たることを問はず、廣く特別投票の制度を認めることとされたのである。</p> <p>主なる改正点は</p> <p>(1) 特別投票事由を擴張したこと。</p> <p>(2) 特別投票管理者は關係市町村の選挙管理委員会の委員長を以て充てることとしたこと。</p> <p>(3) 郵便投票、現在地投票ができること。</p> <p>(4) 特別投票の場合においても代理投票ができること。</p> <p>(イ) 第一號事由</p> <p>選挙人が属する投票區の在る郡市の區域外(選挙に關係のある職</p>	<p>法三四 1</p>

(二) 特別投票事由

務に従事する者にあつては、その属する票投區の區域外) において職務又は業務に従事中であるべきこと

(2) 第二號事由

前號に掲げるものを除くの外、選舉人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票區の在る郡市の區域外に旅行中又は滞在中であるべきこと

(3) 第三號事由

前號に掲げるものを除くの外、選舉人が疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため又は産褥に在るため歩行が著しく困難であるべきこと

法三四 2

法三四 3

第二 選挙人の特別投票手続き

(一) 特別投票事由の証明を受けること			事項
(1) 第一号事由者	(2) 第二号事由者	(3) 第三号事由者	手続き
次の何れかの証明を受けなければならない (イ) 選挙人の属する官公署その他これに準ずるもの長 (ロ) 業務関係による者はその従事する業務の業務主	次の何れかの証明を受けなければならない (イ) 選挙人の属する官公署その他これに準ずるもの長 (ロ) その従事する業務の業務主 (ハ) 選挙人の住所地の市町村長 (ニ) 当該業務若しくは事故のため旅行中若しくは滞在中であるべき地の医師歯科医師、産婆若しくは市町村長	次の何れかの証明を受けなければならない 医師、歯科医師又は産婆	参照条文 同三七I
選挙の期日の告示があつた日から選挙の期日の前日までに自ら当該市町村の選挙管理委員会の委員長に次の方法で投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない			三 令三六I

(二)

投票用紙
及び投票筒
の封筒
を請求する
こと

(3) 現在市町村の 選挙人名簿 記載の住所 を以てする 場合	(2) 現在市町村の 選挙人名簿 記載の住所 を以てする 場合	(1) 選挙人名簿 記載の住所 を以てする 場合
<p>前項に同じ 但し現に職務若しくは業務に従事する地若しくは現に旅行し若しくは滞在する地の市町村で投票したい旨を併せて申し立てなければならない</p>	<p>前項に同じ 但し現に職務若しくは業務に従事する地若しくは現に旅行し若しくは滞在する地の市町村で投票したい旨を併せて申し立てなければならない</p>	<p>(イ) 直接選挙管理委員会へ行くか、又は郵便で特別投票しなければならないことを自ら証明するとともに、さきに受けた特別投票事由に該当することの証明書を添へて請求する、 (ロ) 正当な事由により特別投票事由に該当することの証明書が受けられなかつた場合は証明書のかわりにその旨を疎明しなければならない、 (ハ) 点字により特別投票する場合にはその旨を申し立てなければならない、</p>
<p>令三六1</p>	<p>令三六1</p>	<p>令三七1 令三七3 令三六3</p>

四

<p>(四) 筒投用紙交す特 の票紙た付る別 効用及投をため 力封び票受め票</p>	
	<p>(三) る記です者三號事特 場載投るの號及由別 合を票場現該び第投 すの所在當第二票</p>
<p>さきに交付を受けた投票用紙投票用封筒は特別投票にのみ 使用できるものであり選挙の当日投票所においてこれを使 用することはできない</p>	<p>(イ) 特別投票事由第二號によるもので疾病負傷、妊娠、 または不具、産褥等のため歩行が著しく困難である 者または第三號事由による者はその現在する場所 投票の記載をなし、これを特別投票者証明書とともに 投票用封筒に入れ封をし、投票用封筒表面にその 氏名並びに投票記載の年月日及び場所を記載し更に これを他の封筒に入れ封をし、その表面に投票が在 中する旨を明記しその裏面に署名し選挙の期日まで にその属する市町村の選挙管理委員会の委員長に郵 便で送付しなければならない</p> <p>(ロ) 身体故障により自ら候補者の氏名を記載すること ができない選挙人は、他人に記載してもらつても差 支へないこの場合投票用封筒表面に投票記載年月日 投票記載の場所、選挙人氏名の外代理記載の事由及 び代理記載人の住所氏名を記載しなければならない</p>
<p>令四五1</p>	<p>令四〇4 令四〇5</p>

第三 選挙人の属する市町村の選挙管理委員会委員長の職務

八

事	項	摘	要
<p>(一) 投票用紙及び投票用封筒並びに投票用紙の並べ方</p>	<p>(1) 選挙人の属する市町村の選挙管理委員会に投票する旨の申請書が提出された場合</p>	<p>選挙人から投票用紙及び投票用封筒の交付申請があつた場合は直ちにその選挙に用うる選挙人名簿と対照して申請者がその選挙人であり且つ添付の証明書又は本人の疎明により特別投票の事由があると確認したときは投票用紙、特別投票用封筒を直接交付するか若しくは郵便で発送しなければならない 点字投票する旨の申請者には点字印を投票用紙に押捺交付する</p>	<p>令三八 1</p>
<p>(2) 職務従事用紙又は他の用紙に投票する旨の申請書が提出された場合</p>	<p>(2) 職務従事用紙又は他の用紙に投票する旨の申請書が提出された場合</p>	<p>投票用紙、投票用封筒を交付するとともに別記様式第二號による特別投票者証明書を來製してこれを封筒に入れ封筒の表面に特別投票者証明書が在中すを旨を表示し、その裏面に署名し印をおしたものを直接交付又は發送する なお点字投票者に対する措置は前項と同様である</p>	<p>令三八 21 令三八 3</p>

<p>(二) 特別投票 管理者と 職務の職</p>		
	<p>(1) 投票記載 場所の準 備</p>	<p>(3) 現在する 投票所記 載の申請 が旨</p>
<p>(イ) 投票用紙投票用封筒を点検し且つ選挙人たることを確認の上投票せしめる (ロ) 投票に際して特別投票管理者は、その属する市町村の選挙権を有する者をして投票に立ぬ會わさなければ</p>	<p>特別投票のために投票記載の場所を豫め設備しなければならぬ (イ) 選挙人の投票の記載をうかがいまたは投票の交換その他不正の手段を用いることができないようにすること、 (ロ) 投票記載の爲設けた卓上には筆硯、墨、万年筆、黒色鉛筆、点字器等を備へること、</p>	<p>投票用紙、投票用封筒、特別投票者証明書等前項と同様である。</p>
<p>令四〇 6</p>	<p>令四〇 1 委員会規程</p>	<p>令四〇 7 同右</p>

(2) 投票の管理

一〇

(ハ) 投票を入れた特別投票封筒を受けとつたときは裏面に投票の年日及び場所を記載し、投票立會人とともに署名し更にその投票を他の封に入れ封筒をし、その表面に投票が在申する旨を明記し、その裏面に署名し印をおし、これを選挙人の属する投票区の投票管理者に送致しなければならない

令四一 1

(ニ) 投票の記載に當り身体の故障により自ら候補者の氏名を記載することができない旨の申請があつたときは投票に立ち會わしめた者の意見をきいて當該選挙人の投票を補助すべき者二人を定めその一人をして投票記載の場所で當該選挙人の候補者の氏名を記載させ他の一人をしてこれに立ち會わさなければならない

令四〇 3

(ホ) 代理人の投票の拒否は投票に立ち合はした者の意見をきいて特別投票管理者が決定する、選挙人が拒否の決定に不服ある場合は仮に投票させなければならぬ、この場合仮投票用封筒に代理投票である旨の印を押して交付しなければならない、これは仮投票

令四〇 3

(四) 特別投票 票の 作製	(三) 送付また は送致さ れた特別 投票の措 置
<p>特別投票票を別記様式第三號により作製しこれに署名し関係ある投票管理者に送致しなければならぬ この場合關係投票區が二以上あるときは願末書原本またけ 抄本を送致するものとする、</p>	<p>選挙人が現在する場所で投票の記載をなし郵送してきた投票及び現在する市町村の特別投票管理者から送致してきた投票は直ちにこれを選挙人の属する投票區の投票管理者に送致しなければならぬ</p>
<p>令四三 則様式 12</p>	<p>令四一 2</p>

とみなされるので仮投票としての手続きをしなけれ
ばならない

第四 選挙人の職務若しくは業務に従事する地の市町村選挙管理委員会委員長の職務

一一一

事項	摘要	参照条文
(1) 投票記載場所の準備	特別投票したい旨の申し出があつたときは投票記載の場所を設備しなければならぬ 設備は「選挙人の属する市町村の選挙管理委員会委員長の職務中投票記載の場所の準備」と同様である、	令四〇 7
(2) 投票の管理	<p>(イ) 選挙の期日までに投票用紙及び投票用封筒並びに特別投票者証明書(封筒のまま)を提示して特別投票したい旨の申し出があつたときは直ちにその封筒を開き、これを調査した上投票させなければならない</p> <p>(ロ) 投票に際しては特別投票管理者は、その属する市町村の選挙権を有する者をして投票に立ちあわせなければならない、</p> <p>(ハ) 投票を入れた特別投票用封筒を受けとつたときは裏面に投票の年月日及び場所を記載し投票に立ちあはしめた者とともに署名し、更にその投票を他の封筒</p>	<p>令四〇 2</p> <p>令四〇 6</p> <p>令四一 1</p>

特別投票管理
者としての職
務

に入れ封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に署名し印を押しこれを選挙人の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならぬ

(三) 投票の記載に當り身体の故障により自ら候補者の氏名を記載することができない者の投票(代理投票)についての措置は選挙人の属する市町村の選挙管理委员会委员長の職務中の當該事項と同様である

(ホ) 代理人の投票の拒否については選挙人の属する市町村の選挙管理委员会委员長の職務中の當該事項と同様である

令四〇 3

令四〇 3

第五 投票管理者の職務

事 項		摘 要	参 照 條 文
(一) 投票所を閉じる時刻までに送致された投票の保管		投票所を閉じる時刻までにその市町村の選挙管理委員会の委員長から送致された投票は、送致に用いられ投票を開いてそのままこれを保管しなければならない	令四二
(二) 投票当日の投票の措置		(1) 保管している投票の受取の決定 (2) 受取する投票の措置 (3) 受取した投票の点字投票の場合 (4) 代理投票	令四四一 令四四三 令四四二 法三三

(四) 書投けた送致の 票票を特別 措置をう	(三) 措置た送時閉 置投致刻す の票の後に のれにき	(5) 票否投或点若しい受 のした票は字しくと理 措置た投拒代理票は	ある場合 の措置
その市町村の選挙投票委員会委員長から送致のあつた特別投票願末書はこれを管理録に添へなければならぬ	投票所を閉すべき時刻後その市町村の選挙投票委員会の委員長から送致された投票は送致に用いられた投票を開き投票用封筒の裏面にうけ取つた年月日及び時刻を記載してこれを開投管理者に送致しなければならぬ	認めない場合、点字投票でこれを認めないと決定した投票、代理投票でこれを認めないと決定した投票等は投票管理者において更にこれを投票用封筒に入れ仮に封をし、その表面に不受理の決定、または点字投票、若しくは代理投票を認めないと決定した旨の記載をしてこれを投票箱に入れなければならぬこの投票は仮投票とみなされるものである	認めない場合は直ちにこれを投票箱に入れなければならない
令四三三	令四六	法三三三	令四四三

第六 官公署その他これに準ずるものの長、業務主、市町村長、醫師、齒科醫師、産婆等の職務 一六

事項	摘要	参照条文
特別投票をなし得る者であることの証明書交付	選挙人がら地方自治法第三十四條に規定する事由に該當する旨の証明書交付の請求があつた場合において該當すると認めるときは夫々の區分に従い別記様式第一號による証明書を直ちに作製して交付しなければならぬ	令三七 二 則様式

参

考

特別投票に関する証明書等様式

様式 第一號

◎ 官公署その他これに準ずるものの長、業務主、市町村長、醫師、齒科醫師産婆等の作製する特別投票に関する証明書

證 明 書

住所 都(何道府縣)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地
職業 何々(なるべく明細に記載すること)

選挙人 氏 名

右の者は、左の事由に因り、昭和何年何月何日執行の都(何道府縣)何市(町)(村)何選挙(投票)の當日、自ら投票所に行き投票をすることができない者であることを証明する

昭和何年何月何日

(住所)

官職 (何業務主) (醫師、齒科醫師、産婆) (市町村長)

氏

名 印

一、昭和何年何月何日(午前何時)から昭和何年何月何日(午前何時)まで都(何道府縣)何郡(市)何町(村)(町村名が明らかでないときはこれを省略しても差支えないこと)において何々(職務または業務をなるべく明細に記載すること)に従事中

一、昭和何年何月何日（午後何時）から昭和何年何月何日（午前何時）まで何用務（事故）（用務または事故をなるべく明細に記載すること）のため旅行（滞在）中、昭和何年何月何日（不具の場合においては昭和何年何月）から昭和何年何月何日まで何々（病氣、負傷または不具の状況及び程度、妊娠及び産褥の状況等を明確に記載すること）のため歩行が著るしく困難であること

様式 第二號

◎ 選挙人の属する市町村の選挙管理委員会の委員長の作製する特別投票者証明書

特別投票者証明書

選挙人

一、選挙人名簿調製期日における住所

何 縣 何 市郡 何 村町 何 番地

二、生 年 月 日 何 年 何 月 何 日

三、職業または業務

註（已むを得ない用務または事故）（疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため、または産褥にあるため歩行が著しく困難であること）…等を明細に記載すること

四、職務または業務に従事中であるべき地

註（旅行中または滞在中であるべき地）（病院その他選挙人の所在地）…等を明細に記載すること

五、其の他の事項

註(本人であるかどうかの認定につき参考となるべき事項があるときはこれを記載すること)

六、選挙 昭和何年何月何日執行の何選挙

右証明する

昭和何年何月何日

香川縣 市郡 町 選挙管理委員会委員長 氏 名 ㊦

備考 職務若しくは業務に従事中であるべき地または旅行中若しくは滞在中であるべき地の記載は、町村名が明らかでないときは、郡(何道府縣)何郡(市)に止めても差支えない。

様式第三號

選舉人の属する市町村の選舉管理委員會の委員長の作製する

特別投票願末書

何縣何郡市何町村地方自治法施行令第四十三條の規定による書類

一、左の選舉人は地方自治法第三十四條並びに同法施行令第三十六條及び第三十七條の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求したので該當事項があると認めこれを交付した

住所 氏名

請求事由 昭和何年何月何日
何丸船従業(何鐵道何線鐵道列車乗務中)
(何々)

証明書 官職氏名の証明書
交付 昭和何年何月何日

住所 氏名

請求事由 昭和何年何月何日
緊急の用務のため都(何道府縣)何郡(市)何町(村)へ旅行中
証明書 何々の事由に因り証明書を提出することができない旨を説明した。
交付 昭和何年何月何日

計 何人

二、左の選挙人は点字により投票をしようとする旨を申し立てたので投票用紙に点字投票である旨の印をおして交付又は発送した、

住所 氏名

三、左の選挙人は、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求したがこれを拒絶した。

住所 氏名

請求事由 昭和何年何月何日

事由 負傷のため歩行困難

証明書 提出しない

拒絶事由 昭和何年何月何日

拒絶事由 正當の事由なく証明書を提出しない

住所 氏名

請求事由 昭和何年何月何日

事由 何々

証明書 官職の証明書

拒絶事由 昭和何年何月何日

拒絶事由 選挙人名簿に登録されていない(何々)

計 何人

四、左の選挙人は地方自治法施行令第三十六條第二項の規定による申立をしたので、特別投票者証明書を交付した。

昭和何年何月何日交付

昭和何年何月何日交付

住所 氏名
住所 氏名
計 何人

五、地方自治法施行令第四十條第四項及び第四十一條第一項の規定により送付または送致をうけた投票は左の通りである。

昭和何年何月何日收

昭和何年何月何日收

計

何票
何票
何票

六、投票管理者に送致した投票は左の通りである。

昭和何年何月何日發

何投票區投票管理者

何投票區投票管理者

計

何票
何票
何票

選舉管理委員會の委員長は、この願末書を作り、ここに署名する

昭和何年何月何日

何市(町)(村)選舉管理委員會委員長 氏名

備考 様式に掲げる事項の外、選舉管理委員會の委員長において地方自治法第三十四條の投票に關し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならぬ

その他

◎昭和二十三年八月二十八日付縣委員會委員長より市町村委員會委員長宛通知中
特別投票（不在投票）に關する事項拔萃

縣教育委員會委員選舉の期日の告示は昭和二十三年九月五日にする豫定であり、この告示により直ちに特別投票をなし得る状態となるので、次の事項を特に留意すること

(1) 特別投票の制度が著しく改正されているからこれが實施にあたり過誤を來さないよう豫めよく研究しておくこと

(2) 選舉人が正當の事由によりその屬する官公署その他これに準ずるもの長又はその従事する業務の業務主、市町村長、醫師、齒科醫師、産婆等から特別投票事由に該當する者であることの証明書を提出することができない旨の申立があつたときは次の様式による説明書を徴すること

説明書

住所
職業

選舉人 氏

生年月日

私は昭和二十三年十月五日執行の縣教育委員會委員選舉において次の事由により教育委員會法第二十八條において準用する地方自治法第三十四條の規定による特別投票をしたいと思ひますがその証明書を提出することができませんからその旨説明いたします

年 月 日

右 選挙人 氏

名 印

記

一、特別投票を行う事由

何 何

二、証明書を提出できない事由

何 々

(3) 市町村の選挙管理委員会の委員長は投票用紙及び特別投票用封筒、特別投票証明書等を交付又は郵送したときは直ちに選挙人名簿にその旨を附記すること

(4) 投票記載の場所は選挙期日の告示があつた日即ち昭和二十三年九月五日からこれを設け「縣教育委員会選挙特別投票記載所」の掲示をすること、

(5) 選挙管理委員会委員長又は投票管理者において保管する投票はかぎを施した箱等に入れ厳重に監守すること

(6) 投票管理者はその保管している投票につき選挙期日の前日中にその受理如何の決定に關する調査を完了しておくこと

(7) 特別投票についても代理投票することが出来るから留意すること なお代理投票をなせる得のは自能力を有するが身体の故障で投票できないものであること

(8) 代理投票する場合の投票用紙には代理投票印を押して交付してはならないと点字投票の場合と異なる

- につき特に留意すること
- (9) 特別投票する場合の投票用封筒表面の記載については次の点を留意すること
 - (一) 特別投票管理者の管理する投票記載の場所で本人が投票した場合は選挙人の氏名のみを書くこと
 - (二) 現在する場所で本人が投票の記載をした場合は投票年月日、投票記載場所、選挙人氏名を書くこと
 - (三) 現在する場所で代理人が投票の記載をした場合は投票年月日、投票記載場所、選挙人氏名、代理記載事由、代理人住所氏名を書くこと
- (10) その他特別投票に關しては別に配付する特別投票要領参照の上遺憾なきを期すること

(選舉資料八)

昭和二十三年八月

縣教育委員會選舉運動並びに選舉
運動の文書・圖畫に關する取扱要領

香川縣選舉管理委員會

本要領中の略稱は次の通りである

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 衆 法 | 衆議院議員選舉法 (大正一四法律第四十七號) |
| 教 法 | 教育委員會法 (昭二三法律第一七〇號) |
| 令 | 衆議院議員選舉法施行令 (大正一五勅令第三號) |
| 規 則 | 全國選舉管理委員會規則 (昭和二三、八、二三) |
| 法 | 選舉運動の文書圖書の特例に關する法律 (昭和二三法律第一六號) |
| 自 法 | 地方自治法 (昭和二三法律第六七號) |
| 衆 規 | 衆議院議員選舉運動等取締規則 (昭和二〇內務省令第三二號) |
| 教 令 | 教育委員會法施行令 (昭和二三、八、一九政令第二三九號) |
| 自治令 | 地方自治法施行令 (昭和二三政令一六號) |

縣教育委員會委員選舉運動並びに選挙運動の文書管理に関する取扱要領

頁	行	正誤表
七	一〇	張札には 誤
七	一〇	張札には 正
一七	一〇	希望する事項を記載することが
一〇	五	政治結社
一〇	五	推薦届出者
一三	八	縣教育委員會選挙運動

表紙

一 選舉事務所について

事務所の設置

一、選舉事務所は教育委員候補者又はその推薦届出代表者でなければこれを設置することができない。

二、選舉事務所の数は二ヶ所までとする。

届出

出

三、(イ)委員候補者の選舉事務所を設置したるときは直ちにその旨を文書をもつて選舉事務所の所在地、設置年月日、候補者の氏名を縣選舉管理委員會に届出でなければならぬ。

事務所設置届出様式は別記参考様式第一によること。

選舉事務所に変更があつたときも亦同じ。

事務所異動届出様式は別記参考様式第二によること。

(ロ)推薦届出代表者が選舉事務所を設置した場合

衆法八九條
教法二七條

規則九號
教法二七條
衆法九〇條

項
衆法八九條二
令五五條

衆令五五條の

設置場所の制限	休憩所の設置禁止 事務所閉鎖命令
三 教令十條	二 は前項の届出にはその設置につき候補者の承諾を得たることを証する書面と推薦届出者の代表者であることを証する書面を添附しなければならない。 選挙事務所に異動ありたるときも亦同じ。
衆法九一條	四 選挙事務所は選挙の当日に限り投票所を設けた場所の入口から三町以内の區域にこれを置くことができない。
衆法九二條	五 休憩所その他これに類似する設備は選挙運動のためこれを設けることが出来ない。
衆法九四條	六 候補者又は推薦届出代表者以外の者が選挙事務所を設置しているとき、縣選挙管理委員会は直ちにその選挙事務所の閉鎖を命ずる。 一人の候補者が二ヶ所を超えて選挙事務所を設置しているときはその超過した数の選挙事務所に付亦前項に同じ。

二 選舉運動について

運動行為制限

一 選舉運動は左の各號に掲げる届出を出した後でなければこれを爲すことはできない。

(イ) 委員の候補者は選舉人の推薦によるものでなければならぬ。

(ロ) 前項の推薦は選舉人が本人の承諾を得て六十人以上の連署をもつてその代表者から選舉長に選舉の期日の告示があつた日から選舉の期日前七日(九月二十八日)までにその旨を選舉長に届出でなければならぬ。

(ハ) 前項の期間内に届出た委員候補者がその選舉に於ける委員の定數六人を超ゆる場合に於てその期間を経過した後委員候補者が死亡し又は委員候補者たることを辞したときは前項の例により選舉の期日前三日(十月二日)までに推薦届出をすることが出来る。

衆法九五號

教法一六條一

教法一六條二

自法五三條一

自法五三條二

自法五三條三

選舉期日後の制限行為

訪問

二 何人も學校の兒童、生往及び學生にして年齢二十
年未滿のものに對する特殊の關係ある地位を利用し
て選舉運動をしてはならない。

四

衆法九六條

三 何人も投票を得若しくは得しめ又は得しめない目
的をもつて戸別訪問をしてはならない。

衆法九八條

四 何人も選舉の期日後に於て當選又は落選に關し選
舉人に挨拶する目的をもつて左の各號に掲げる行為
をしてはならない。

衆規六條

(イ) 選舉人に對して戸別訪問を爲すこと。

(ロ) 自筆の信書及び當選又は落選に關する祝辭見舞
等の答禮のためにする信書を除くの外文書圖書を
頒布すること。

(ハ) 委員候補者一人に付二百枚以内の張札を除くの外
文書圖書を貼付し又は揭示すること。

(ニ) 新聞紙又は雜誌を利用すること。

(ホ) 當選祝賀會其他の集會を開催すること。

三 選挙運動の文書圖書等の取扱要領

第一 選挙運動の爲の貼札について

選挙運動を禁止せられてゐる者

(ハ)多衆集合し又は自動車を連ね若しくは隊伍を組みて往來するし等氣勢を張るの行爲を爲すこと。但し張札は長さ五十五糎(約一尺八寸)幅四十一糎(約一尺三寸五分)を超ゆることができない。

五 縣選挙管理委員及び市町村選挙管理委員、縣選挙管理委員會及び市町村選挙管理委員會の書記、投票管理者、開票管理者及び選挙長並びに選挙事務に關係がある官吏及び吏員はその關係区域内に於て選挙運動をしてはならない。

六 昭和二二年勅令第一號による覺書該當者は公職の候補者の推薦届出、候補者の届出又は推薦届出に關する連署を含む)又は選挙運動をしてはならない。

衆法九九條
自法令七二條

昭和二二年勅令
第一號第一五
條

領布を禁止され
てゐるもの

掲示することが
できるもの

一(イ)選挙運動のために無料葉書を領布することか
できない。

(ロ)選挙運動のために使用する回覧板その他の文書
圖書又は看板(ブラカードを含む)の類を多数の
者に回覧させてはならない。

(ハ)自筆の推薦状も差出すことができない。

(ニ)演説會告知の新聞折込ビラも一切領布するこ
とが出来ない。

(ホ)電報も文書と認めるから運動のために領布に
わたるような利用はできない。

二(イ)選挙運動のために使用する張札

(ロ)演説會場において使用する張札、立札、提灯及
び看板の類

(ハ)選挙事務所を表示するためにその場所において

法二

法三

昭和二二、二三、
一三内務省通
牒

〃

法四條一號

法四條二號

法四條三號

張札の記載事項	張札の大きさ	張札の制限	張札の検印	張札の枚数		
<p>(イ) 張札を掲示するものはその表面にその住所、氏名を記載しなければならない。</p> <p>(ロ) 張札には候補者が希望する記載することかできらる。</p> <p>(ハ) 一枚の張札に数名の候補者の氏名を記載しても張札数の計算は一枚とする。例へば二人の候補者が共同で連記使用した場合は二人で夫々三百枚宛掲出することができる。</p>	<p>六 張札の大きさはタブロイド型(長さ四十一糎、幅二十八糎)を越えてはならない。</p> <p>七(イ) 張札を掲示するものはその表面にその住所、氏名を記載しなければならない。</p>	<p>五 候補者以外の者が選挙のために使用する張札は第三號に定めた枚数に通算する。</p>	<p>四 前號の張札には縣選舉管理委員會の検印を要する</p>	<p>三 委員候補者一人に付參百枚</p>		
<p>内務省防犯課 長通牒</p>	<p>法十二條</p>	<p>法七條</p>	<p>法六條</p>	<p>法五條五</p>	<p>法五條三項</p>	<p>法五の二</p>

張札の場所の制限

八(イ)同一工作物には候補者一人について一枚を超えて掲示してはならない。

法八條一號

(ロ)國若しくは地方公共団体が所有し、又は管理する建物その他の附屬物施設(例へば汽車、電車、自動車、電柱、橋梁等)にはその内外を問はず張り出すことはできない。しかしその建物で演説會を許可されたような場合その當日會場で使ふものは差支へない。

法八條二號
内務省通牒

(ハ)選舉の當日投票所内に張札を掲示してはならない。

法八條三號

(ニ)すべて所有者若しくは管理者の承諾を得ないで他人の工作物に張札を掲示してはならない。

法八條四號

(ホ)黑板又は工作物等に筆墨をもつて選舉運動に関する文字を記載するもこの法律の制限違反となる

内務省通牒

張札印刷の制限

九 張札の印刷は二色を超えてはならない。

法八條五號

第二 選舉運動の爲の貼札以外のものについて

張札以外のもの
の制限

一 選舉運動の期間中は著述、演藝等の廣告その他の何等の名義を以てしても第一第二號の禁止を免るる行爲として主として候補者又はこれを推薦する政治結社その他の団体の名を表示する文書、圖書を頒布し又は揭示することができない。

法九條一項

二 選舉の期間前に揭示した文書、圖書で縣選舉管理委員會が前項に該當するものと認められたものは縣選舉管理委員會において選舉運動の期間中これを撤去し又は撤去させることが出来る。

法九條二項

第三 新聞廣告ラヂオ放送について

新聞廣告

ラジオ放送

一 候補者又は政治結社の代表者は各々縣選舉管理委員會の定めたる法縦二段(約六、五糎)、横二十糎以内でいづれか一つの新聞に一回を限り選舉に關して廣告することが出来る。但し、候補者又は政治結社の代表者が連名で出した場合は各候補者、政治結社は夫々一回宛掲載できる。

二 前號の廣告を掲載した新聞紙は第一第一號の規定にかつはらや新聞販賣を業とする者が通常の方法でこれを頒布することが出来る。

三 新聞廣告には候補者が希望する事項を記載することが出来る。

四 ラジオ放送は放送局の計畫により放送することが出来る。

法十條一項

法十條二項

法一二條

昭二二、三、二
八
防犯課長通牒

第四 罰

則

本法律とは「選挙運動の文書圖書等の特別に関する法律」をいう

<p>一 本法律第二條、第四條、第五條、第六條、第九條に違反して文書圖書を頒布し又は掲示したものは五千圓以下の罰金に處せられる。 當選人で前項に掲げる規定に違反した者は五万圓以下の罰金に處せられる。</p>	<p>法一四條</p>
<p>二 本法律第七條、第八條の規定に違反して文書圖書を掲示したものは三千圓以下の罰金に處せられる。當選人で前項に掲げる規定に違反したものは三萬圓以下の罰金に處せられる。</p>	<p>法一五條</p>
<p>三 本法律第一四條及び第一五條の罪の時數は六ヶ月を經過することによつて完成する。但し犯人が逃亡したときはその期間を一年とする。</p>	<p>法一六條</p>

(別記参考様式第一)

選舉事務所設置届

(衆法八十九條一項
衆令五五條)

何々候補者何某の選舉事務所を左記の通り設置したから届け出ます

記

一 所在地

市 町村大字 番地
郡 町 番地

一 設置年月日

昭和 年 月 日
昭和 年 月 日

候補者又は
推薦届出者

何

某

④

關係選舉管理委員會宛

(別記参考様式第二)

選挙事務所異動届

(衆法八十九條一項
衆令五五條)

何々候補者何某の選挙事務所を左記の通り閉鎖(移轉)したから届け出ます

一 閉鎖(移轉)年月日 昭和 年 月 日

一 所在地 市郡 町村大字 番地

一 移轉先 市郡 町村大字 番地

昭和 年 月 日

候補者又は
推薪届出者

何

某

印

関係選挙管理委員会宛

【選舉資料九】

施設公營に關する學校等管理者事務取扱要領

香川縣選舉管理委員會

目次

學校等の管理者職務……………一

一 施設の公營の程度及び納入しなければならない費用額等承認申請について……………一

二 學校等の設備の使用及び施設の公營申請について……………三

三 設備使用の許否について……………三

四 施設の公營について……………五

五 設備使用による費用及び公營費用について……………六

六 設備使用の終了について……………七

關係法令及び規定……………八

一 學校等の設備の使用及び施設の公營に関する規定……………八

二 學校施設公營費用額規準……………一七

學校等の管理者の職務

第一施設公營の程度及び納付しなければならぬ費用額等承認申請

(一) 標準及び様式(衆議院議員選挙法施行令(以下令という)第八十一條の二、第八十一條の三、第八十三條)

1 選挙演説會開催に必要な施設の程度及びその他につき承認申請は委員會告示様式に依り申請すること

2 施設公營の納付しなければならない費用額の承認申請は委員會告示様式第六號により申請すること

なほ公營としてなす施設の範圍、程度等はその營造物の設備の實狀に即して定められるものなるも、一面公營に關し納付せしめ又は縣に於て負擔する費用の額に相應するよう留意のこと。

(二) 納付しなければならない費用の額

1 施行規則別表の規程に従いこれを定め適當にこれを増減することはできない。

2 學校等施設公營費用額中坪數は聴衆席のみ標準としてそれぞれ額を定めたものであるから、辯士控室のようなのは算入しないこと。尤も現實に聴衆席として使用する限り廊下のようなものも含めて計算すること。

甲は演説會場として使用する場所に有料にて臨時に電燈施設の取付をする場合の額であつてその臨時に取付をするものはその學校等の設備中に電燈施設があり、且つ其場所使用に依る集會には

通例として臨時に電燈施設の取付をする場合に限るものであること。
 乙はその他の場合の額であること。

(三) 公會堂及び議事堂使用料と公營費用との關係

1 使用料が單に建物の使用だけを内容として公營費用を全然包含してならない場合。(令第八十四條)

右の場合には別々に徴收すること。即ち使用料條例により徴收して、公營費用は施行令第八十一條の第三項によること。

2 使用料中に公營費用の一部を包含する場合

使用料中に公營費用の一部(例えば電燈料)を包含してゐる場合は使用料中其の重複する部分を控除して徴收するか又は更に相當の施設をする等内容に付重複しないよう取扱うこと。

3 使用料中に公營費用を包含する場合

右の場合には使用料の額にて納付しなければならない費用の額とすること。

(四) 學校等の使用制限又は禁止の内申

學校等(議事堂、廳舍内の一室である會議室を含む)にて施行令第七十六條第二項によりその使用の制限又は禁止とするものあるときは所在地、名稱、坪數及びその事由を具し選舉管理委員會に内申すること。

(五) 告示(施行令第七十八條の二第四項、第八十一條の三第四項、第八十三條)

1 (一)の承認申請に對し選舉管理委員會の承認あつたときは、委員會告示様式第六號様式により告示すること。

正誤表

頁	行	誤	正
全		選挙管理委員会 なげればならぬ	選挙管理委員会 なげればならぬ
一	一	令第七十八條の二	令第七十八條の二
三	一三	左の通定める	左の通り定める
八	三	等二章	第一章
八	九	此れに同じ	此れに同じ
九	二	代人は請用	代人は使用
九	五	意見書を選挙	意見書を縣選挙
九	八	公請による高校	公營による學校
九	一	費用額を選挙	費用額を縣選挙
三	二	申請受理簿	申請書受理簿
一	一	増数	坪数
一	三	場合	場合
一	八	証する	要する

- 2 告示を終えたときはその寫を添え直ちに選舉管理委員會に報告すること
 - 3 縣立學校長がする告示は縣報に掲載するから告示原稿を地方課を提出すること。
- 第二學校等の設備使用及び施設公營の申請

(一) 申請資格者(令第七十七條)候補者であること。

(二) 申請期限(令第七十八條の二)施設の公營を受けんとするときはその使用の日の前日(之と異つた期限の定めがあるときはその期限迄)に申請をしなければならない。

(三) 申請書の受理

- 1 申請書到達したときは申請資格、申請期限及び記載事項の適否を調査すること。
- 2 申請書受理したときは委員會告示様式第二號に依る申請書受理簿に必要事項を記載すること。
- 3 左の様な申請書はこれを受理しないこと。(令第七十八條第二項、令第七十八條の二)
 - イ 申請期限經過顯著の施設公營に關する申請
 - ロ 同一候補者のため二回以上同一學校等を使用する場合において先の申請に對し許可した使用の日を經過しないもの。

第三設備使用の許否

(一) 許否決定(令第八十條)

- 1 申請書を受理したときは管理者は(學校の使用であるときはその學校長の意見を徴した上)二日以内にその許否を決定すること。

2 競願の場合（令七十九條）

同時に同一營造物を使用の、二以上の申請があつたときは、管理者は先に到着した申請に對し、その到着同時なるときは既に使用許可した度数の少き候補者のための申請に對し、その度数も亦同じときは申請者又はその代人立會の上抽籤により許可するものを決定すること。

3 許可を決定したとき（令八十三條）

イ 申請者又はその代人及びその學校長に通知すること（許可書委員會告示様式第三號）
 ロ 同時に委員會告示様式第七號により選舉管理委員會に報告すること。
 ハ 申請受理簿に夫々記入すること。

(二) 設備の使用許可は左の各號による（令八十一條）

- 1 學校長において學校の授業又は諸行事に支障あると認められた場合はその使用を許可するを得ないこと。
- 2 職員室、事務室、宿直室、器械室、標本室、その他學校長において著しき支障あると認むる設備に付ては其の使用を許可できない。
- 3 使用を許可する期間は選舉の期日の告示があつた日より選舉期日の前日迄とする。
 但し毎日午前零時より午前八時迄の間はこれを許可出来ない。
- 4 使用の時間は一回に付五時間を超えてはならないこと。尙、右時間中には準備及び後片付に要する時間も含む。
- 5 但し施設公營の場合における準備及後片付に要する時間はこれを含まないこと。
 管理者は危害豫防又は損害防止のため入場人員の制限その他必要な條件を付することができる。

(三) 設備の使用を許可したとき

- 1 許可後その申請の取下又は變更を認めないこと。
- 2 事實使用したしないにかゝはらず令第七十八條第二項又は第七十九條を適用すること。

第四 施設の公營

(一) 公營の要件(令第八十一條の二第一項)

- 1 使用を許可した場合であること。
- 2 公營の申請により許可したものであること。
- 3 縣費負擔の場合の外公營費用の納付あること。

(二) 施設の公營(令第八十一條の二第三項)

- 1 (一)の三要件を具備したときは管理者は必ず公營をすること。
- 2 天災其の他已むを得ない事由があるときに限り公營しないことができる。この場合に於ては直ちに其の旨を申請者に通知し併せて選舉管理委員會に報告すること。

(三) 公營の内容(令第八十一條の二第二項)

公營としてしなければならない施設の範圍はあらかじめ選舉管理委員會の承認を得て告示したとてろに従ひ夫々適當にこれをなすこと。

(四) 公營と非公營との關係(令第八十一條の二第四項)

使用の許可を受けたる者は施設の公營を受ける場合でも自ら施設を附加することを妨げない。この場合は公營申請書にその旨附記すること。
使用者自ら附加する施設に對しては管理者が制限を加えることができる。

第五 設備使用による費用及び公営費用

(一) 左の費用は申請者の負擔であること。

- 1 營造物等使用條例による使用料(令第八十四條)
- 2 公營を受けない場合に於ける費用の準備及びその後片付に要する費用(令第八十五條第一項)
- 3 縣費負擔の場合の外施設公營に依り納付する費用(令第八十一條の三第一項)
- 4 公營の場合における使用者自らの附加施設に要する費用

(二) 施設公營の經理(令第七十二條)

施設の公營に要する費用はその公共團體の經費を以てこれを經理すること。

(三) 公營費用の納付

1 公營費用の負擔區分(令第八十一條の三)

イ 公營申請者は使用の許可があつたときは縣費負擔の場合の外公營費用を納付すること。

ロ 縣は教育委員會委員候補者につき學校等の設備毎に一回の公營費用を負擔すること。

ハ 數人共同して學校等の使用の許可を受け併せて施設の公營をなしたときはその費用に關する縣費負擔の適用については、關係候補者各自一回公營を受けたものと看做す。又既に公營費用に付いて縣費負擔を受けた者が未だこれを受けない者と共同して公營を申請する場合でも申請者が負擔すること。

2 公營費用の收入(令第八十一條の三、第七十二條)

イ 公營費用であつて申請者負擔のものは管理者に納付すること。

ロ 公營費用は納付と同時にその公共團體の收入に歸屬するものであるから管理者が自ら公共團體

選管告示第十八號

縣教育委員會委員の選舉運動のためにする學校等の設備の使用及びその使用による演說會開催の爲に必要である施設の公營に關する規程を左の通定める。

昭和二十三年九月五日

香川縣選舉管理委員會委員長

長 瀬 英 一

縣教育委員會委員の選舉運動のためにする學校等の設備の使用及びその使用による演說會開催の爲に必要な施設の公營に關する規程

第一章 學校等の設備の使用

第一條 縣教育委員會委員の選舉に於ける選舉運動のためにする學校等の設備の使用及びその使用による演說會開催の爲に必要な施設の公營に關しては別に法令によつて定めのある外本規定による。

第二條 教育委員會法第二十七條並びに地方自治法等七十二條に準ずる衆議院議員選舉法施行令（以下令という）第七十八條第一項の規定による學校等の設備の使用をしようとするときは別記様式第一號に

より當該管理者（令第八十二條第一項の規定により管理者の權限を委任したる縣立學校長を含む以下これに同じ）これを申請しなければならない。

第三條 學校等の管理者は別記様式第二號により申請書受理簿を備え前條の申請に關する事項を記載しなければならぬ。

第四條 學校等の管理者は第八條又は第九條の許可申請書を受理したときは速かにその許可を決定し別記

様式第三號による指令書を申請者又はその代人に交付しなければならない。

3 公營費用納付期限（令第八十一條の第三項）
 の収入金を保管する権限を有する場合の外直ちにこれをそれぞれの機關に引渡すこと。

公營費用の納付期限は使用の日の前日（これと異つた期限の定めあるときはその期限迄）なること。

4 納付しなければならない公營費用額（令第八十一條の第三項）
 納付しなければならない公營費用額は管理者において選舉管理委員會の承認を得て告示した額であること。

（四）納付金の還付（令第八十一條の第三項）
 納付済の公營費用は還付しないのを原則として左の場合は還付する。

イ 天災その他已むを得ない事由のため公營をしなかつた場合。

ロ 使用の日の前日（これと異つた期限の定めがあるときはその期限）迄に申請者よりその使用をなさず若くは公營を受けない旨申出があつた場合

第六 設備使用の終了

（一）管理者へ引渡

設備使用の許可を受けたものは使用許可時間内に後片付をして管理者に引渡すこと。

施設の公營を受けたときは使用許可時間内に（自ら施設を加えた部分については後片付をなし）これを管理者に引渡すこと。

第五條 學校等の設備の使用は午前零時から午前八時迄の間はこれを許可することができない。

第六條 學校等の設備の使用の許可を受けた者又はその代人は請用許可時間内に後片付を爲し當該管理者の検査を受けなければならない。

第七條 管理者は令第七十六條第二項の規定により議事堂等設備の使用を制限し又は禁止する必要があると認めるときはその事情を詳具した意見書を選舉管理委員會に提出しなければならない。

第八條 學校等の設備の使用に關して申請があつたときは當該管理者は直ちに申請書の餘白にその到達年月日を記載しなければならない。

第二章 公請による高校等の設備の使用による演說會開催の爲に

必要な施設の公營

第九條 令第七十八條の二第一項の規定により演說會開催の爲に必要な施設の公營を受けようとする者は別記様式第四號になり當該管理者にこれを申請しなければならない。

第十條 學校等の設備の使用の許可を受けた者がその使用による施設の公營を受けた場合において令第八十一條の二第四項の規定により自ら施設を加えようとするときは別記様式第五號により當該管理者の承認を受けなければならない。

前項の申請は前條の申請に附記してこれを爲すことができる。

第十一條 管理者は令第八十一條の二の第二項及び第八十一條の三第二項又はこれらを準用する令第八十三條の規定により施設の公營の程度その他必要な事項及び納付すべき費用額の承認申請及びその變更については別記様式第六號によらなければならない。

前項の施設の公營の程度その他必要な事項及び納付しなければならない費用額を選舉管理委員會の承

認をうけて告示したときはその寫を添え直ちに縣選舉管理委員會に報告しなければならない。

第三章 補 則

第十二條 學校等の管理者はその設備の使用の許可に際して營造物の管理上必要があると認めるときは入場人員を制限し、その他必要な施設を爲さしむることができる。

第十三條 代人により第一條又は第八條乃至第十一條の申請を爲そうとするときは申請者の委任狀を添付しなければならない。

第十四條 學校等の設備の使用の許可を受けた者、令第十二章又は本規定に違反する使用を爲したときは當該管理者はその許可を取消することができる。

第十五條 管理者、令第八十條の規定により許可の決定をしたときは別記様式第七號により縣選舉管理委員會に報告しなければならない。

第十六條 令第七十二條の規定により縣費の負擔をしなければならない施設の公營に必要な費用は、別記様式第八號により選舉終了後直ちに知事に請求しなければならない。

附 則

第十七條 本規定は公布の日からこれを施行する。

第十八條 従前の規定により承認をうけた施設の公營の程度並びにその公營費用額は本規定によつて承認をうけたものと看做す。

別記様式第一號

學校（營造物）の設備使用許可申請書

一 委員候補者氏名

何 某

二 營造物の種類

何郡（市）何町（村）何々學校又は何々公會堂

三 營造物の設備

講堂若は教室又は公會堂、議事堂等
演壇、机何箇、椅子何脚、腰掛何脚、何々

四 附屬施設

本項は申請者自ら照明その他演說會開催の爲にする施設を加えようとする
ときに限りその概要、種類、數量等詳細に記載すること。

五年 月 日

昭和 年 月 日

六時 間

自午 何時 至午 何時 何時間

右演說による選舉運動の爲使用致したので御許可下さる様申請する

住 所

申請者 氏

名 印

管理者 職 氏 名 宛

備考一郵便で申請するときはその封筒に「學校又は營造物使用許可申請」と朱書すること。
二代人が申請するときはその住居、資格及び氏名を申請者の左側に記載し捺印すること。

様式第二號

學校等設備使用許可申請受理簿

管理 者印	番 號	受 付	日 時	受 理	使 用 す る 場 所 の 種 類	使 用 時 刻	公 私 營 の 別	委 員 候 補 者 住 所 氏 名	申 請 者 住 所 氏 名	代 理 人 住 所 氏 名	許 可 日 時	備 考	受 付 者 印	

様式第三號
指令番號

住 所

申 請 者 氏 名

名

何年何月何日附

學校（又は營造物）の設備使用の件許可する（但し左のとおり心得られたい）

（許可し難たい）

（左記條件を附し許可する）

年 月 日

管 理 者 職 氏 名 印

名 印

- 一 何々（學校の授業に支障あり）（附屬設備を認めず）（何々に制限する）（公營による施設の外申請者自ら加える施設は何々とする）（入場人員を何人に制限する）等

様式第四號

公營申請書

一 公營に要する費用負擔の別 縣費負擔又は申請者負擔
右何年何月何日附申請(又は何年何月何日附第何號を以て許可せられた官立(公立、私立)(又は營
造物)の設備の使用につきその施設の公營を受けたいから申請する

年 月 日

住 所

申請者 氏

名印

管理者 職 氏 名 宛

備考 一 郵便で申請するときはその封筒に「公營申請」と朱書すること

二 代人が申請するときは申請者の左側に記載し捺印すること

様式第五號

公營による施設の外申請者の加える施設許可申請書

一 申請者の加える施設(施設の概要、種類、數量等明細に記載すること)
右何年何月何日附申請した(又は何月何日第何號で許可になつた)學校(又は營造物)の設備の使用
及び何月何日附公營申請に關しその施設の公營を受くるの外申請者の費用を以て演說會開催の爲に左
記施設を加えたいので御許可下さるよう申請する

一何々
年 月 日

住 所

申請者 氏

名印

管理者 職 氏 名 宛

備考一郵便で申請するときはその封筒に「公營及び附加施設申請」と朱書すること

二代人が申請するときは申請者の左側に記載すること

様式第六號

第 號

年 月 日

管理者 職 氏

名印

香川縣選舉管理委員會宛

選舉演說會場の施設公營の程度及び公營費用額等承認申請

標記について左の通り定めたいので御承認下さるよう申請する

記

設備の名稱	坪數	照明	演壇	聽衆席	辯士控室	會場看板	その他
何學校講堂	何坪	演說會場 ワット光 何箇	何椅子 *子子 何何何 箇脚脚	何椅子 *子子 何何何 箇脚脚	何椅子 *子子 何何何 箇脚脚	何椅子 *子子 何何何 箇脚脚	何椅子 *子子 何何何 箇脚脚
何學校何教室							
何公會堂廣間							
何							

様式第七號

年 月 日

管理者 職 氏 名 印

香川縣選舉管理委員會宛

公立學校等設備使用許可決定報告

納付しな ければな らな い 費用額	晝間	
	夜間	
	(乙) 甲	
	圓	圓
	錢	錢

の公私 別者、費 用の別	申請 費用額	同上 申請書 受理日 時	許 否	種 類 名 稱	使用 日時	委 員 申 請 者 代 表 人 不 許 可 の 理 由	備 考

備考一 使用日時欄には使用開始並びに終了時刻記載のこと
 二 備考欄には競願の有無及びその處理概況を記載すること

様式第八號

施設公營費用請求書

一金

但し、昭和二十三年十月五日執行教育委員會委員選舉における演說會場施設公營縣費負擔金左記（別紙）明細書の通り

右請求する 年 月 日

管理者 職 氏 名 印

知事氏名宛 記 (別紙)

明細書

計	營造物名稱	同上坪數	使用月日	晝夜並びに 夜間甲乙の別	公營費用の額	申請者の 資格氏名の 候補者何某	備考

衆議院議員選舉法施行令第八十一條の三第二項又はこれを準用する
同令第八十三條の規定による學校等施設公營費用額基準

種別	公立學校		坪數による區別	納付すべき費用の額		
	教室	講堂				
衆議院議員選舉法施行令第七十六條の營造物	百五十坪以上	六十坪以上	六十坪以上	六〇、〇〇	一四一、一〇	一一二、六〇
	百五十坪未滿	六十坪未滿	六十坪未滿	四五、〇〇	一〇四、八〇	八〇、八〇
	百坪以上	五十坪以上	五十坪以上	三七、五〇	七九、二〇	五五、二〇
	百坪未滿	五十坪未滿	五十坪未滿	三〇、〇〇	六二、七〇	四四、七〇
	六十坪以上	三十坪以上	三十坪以上	三七、五〇	八〇、七〇	五五、二〇
	六十坪未滿	三十坪未滿	三十坪未滿	三〇、〇〇	七〇、五〇	四四、七〇
	三十坪以上	三十坪未滿	三十坪未滿	一五、〇〇	四二、三〇	二四、三〇
	三十坪未滿	三十坪未滿	三十坪未滿	一五、〇〇	四二、三〇	二四、三〇
	三十坪未滿	三十坪未滿	三十坪未滿	一五、〇〇	四二、三〇	二四、三〇
	三十坪未滿	三十坪未滿	三十坪未滿	一五、〇〇	四二、三〇	二四、三〇
	三十坪未滿	三十坪未滿	三十坪未滿	一五、〇〇	四二、三〇	二四、三〇
	三十坪未滿	三十坪未滿	三十坪未滿	一五、〇〇	四二、三〇	二四、三〇

備考一 種別中講堂とあるのは雨天体操場の類を含む

- 一 増数は現實に聴衆席として使用する廊下のようなものも含めて計算する
- 一 納付する費用額中、甲は演說會場として使用する場所に有料で臨時に電燈施設の取付をする場合の額とし、乙はその他の場合の額とする。
- 一 演說會場として使用する場所に臨時に電燈施設の取付をするのは當該學校その他營造物の設備内に電燈施設あり、且その場所の使用による集會につき通例として臨時に電燈施設の取付をする場合に限る。
- 一 衆議院議員選舉法施行令第七十六條の營造物の設備の使用に關する料金の徴收の定ある場合においてその料金が演說會開催のために必要な施設の公設の公營に証する費用をも包含するときはその料金の額を納付する費用の額とする。

(選舉資料五)

昭和二十三年八月

選舉人名簿の調製について

香川縣選舉管理委員會

◎本要領中の略稱は次の通りである。

- 衆 衆議院議員選挙法
- 衆令 衆議院議員選挙法施行令
- 衆則 衆議院議員選挙法施行規則
- 参 参議院議員選挙法
- 地 地方自治法
- 地令 地方自治法施行令
- 地則 地方自治法施行規則
- 政 政治資金規正法
- 最 最高裁判所裁判官国民審査法
- 教 教育委員会法
- 臨特 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律
- 臨特令 衆議院議員選挙人名簿の臨時特例に関する件總理廳令
- 委規定 縣選挙管理委員会規程

8 登録申請方法及びその期間	7 調製現在期日	6 登録出来ない者	5 登録される者
	毎年九月十五日	一、禁治産者 二、準禁治産者 三、懲役又は禁錮の刑に處せられその執行を終り又は執行を受けることがなくなるまでの者 四、衆議院議員選挙法及びこれを準用する選挙において衆議院議員選挙法第十二章に規定する罪を犯し同法第三十七條による選挙権の停止を受けている者 五、政治資金規正法第七章に規定する罪を犯し同法第四十七條により選挙権の停止を受けている者	
	衆 一 二 一	政 四 七 衆 一 三 七	衆 六
同 右 但し期日とあるは登録申請の方法及びその期間を讀み替へる	一、國及び縣の選挙に際しては縣選挙管理委員會の定める期日 二、市町村の選挙に際しては市町村選挙管理委員會の定める期日 三、前二項の期日はこれを豫め告示する	同 上	六ヶ月を充足するに至る者 二、選挙の期日までに年齢二十年に達する者 三、基本名簿又は既に調製された臨時名簿に登録せられなければならない者で登録洩れとなつていた者 四、その市町村内に住所を有する海外引揚者 五、欠格條項に該當しなくなつた者 六、衆議院選挙法及びこれを準用する選挙において衆議院議員選挙法第十二章に規定する罪を犯し同法第三十七條又は政治資金規正法第七章に規定する罪を犯し同法第四十七條による選挙権の停止を受けていた者で選挙権を回復するに至つた者
同 右	臨特令一	同 上	同 上
同 右 但し期日とあるは登録申請の方法及びその期間を讀み替へる	一、縣の選挙及び投票に際しては縣選挙管理委員會の定める期日 二、市町村の選挙及び投票に際しては市町村選挙管理委員會の定める期日 三、前二項の期日はこれを豫め告示する	同 上	註(この者は臨時衆議院議員選挙人名簿に登録されているが地方公共團體の議會の議員及び長の選挙権には關係ない者として取扱われる)
同 右	地 二 六 六	地 二 〇 政 四 七 三	地 二 〇 政 四 七 三

<p>9 既に調製された名簿の縦覧</p>	<p>10 登録すべき者が他市町村の名簿に登録される場合の措置</p>	<p>11 記載要領</p>
<p>登録申請期間中は現に効力を有する衆議院議員選挙人名簿(基本名簿及び臨時名簿)を選挙人の縦覧に供さなければならぬ</p>	<p>一、この名簿に登録される者で他の市町村の衆議院議員選挙人名簿(基本名簿及臨時名簿)に登録されていることが申請により判明したときは市町村選挙管理委員会に直ちにこれを関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない 二、前項の通知を受けた選挙管理委員会は直ちに関係者の氏名を衆議院議員選挙人名簿から消さなければならぬ</p>	<p>一、氏名、住所、生年月日等を記載する尚備考欄へ性別を記載すること 二、郡市町村名は省略して差支へない 三、小字名又は番地の記入の必要がない農村等ではこれを省略して差支へない 四、番地を記載する場合は数字のみを記載し「番地」なる文字はこれを省略して差支へない 五、市部における丁目の記載については「本町一丁目三十三番地」を「本町一〇三三」の如く記載して差支へない 六、同頁内において大字小字又は番地が同一である場合は「ケ」の記號を附するのみで差支へない 七、生年月日「大正十五年十二月一日」を「大正一五年二月一日」の如く記載して差支へない</p>
<p>臨時令二</p>	<p>臨時令四 臨時令五</p>	<p>同 上 但し次の一項を加へる 一、住所期間六ヶ月に足らない海外引揚者がある場合に調製する本名簿については次の點特に留意しなければならない 1、地方公共團體の議会の議員の選挙権を有する者(海外引揚者を除いた者)については備考欄へ「有」と記載しなければならぬ 2、住所期間六ヶ月に足らない海外引揚者については備考欄へ「海外引揚者」と記載しなければならない</p>
<p>同 上 但し現に効力を有する補充選挙人名簿を加へる</p>	<p>一、この名簿に登録すべき者で他の市町村の衆議院議員選挙人名簿(基本名簿及臨時名簿)又は補充選挙人名簿に登録されていることが判明したときは市町村選挙管理委員会は直ちにこれを関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない 二、前項の通知を受けた選挙管理委員会は補充選挙人名簿に登録されている者であるときはその旨及び通知の年月日を備考欄に記載し職印をおさなければならぬ 又衆議院議員選挙人名簿に登録されている者であるときは付箋にその旨及び通知の年月日を記載し該當欄外に添付しなければならない</p>	<p>一、氏名、住所、生年月日、性別等を記載するその他同上 但し「一」の項を除く</p>
<p>地令一九一</p>	<p>地令一九二 地則様式備考</p>	<p>地二六五 地則様式備考</p>

15
臨時衆議院
議員選挙人名簿
の異議申立
に関する
中興選挙人名簿
の異議申立

考欄へ「有」と記載すべき部分に脱漏又は誤載があると認めるときは関係者は名簿の縦覧期間内に異議の申立ができる

二、異議決定
異議の申立があつた場合において市町村選挙管理委員会はその名簿の異議の決定期間内にこれを決定しなければならない

三、決定した場合の措置
一、関係部分に脱漏がありと決定したときは補充選挙人名簿に登録しその旨及び年月日を欄外に記載し職印を押捺すると共にその旨を申立人及関係人に通知し併せてこれを告示しその旨を縣選挙管理委員会に報告しなければならない

二、前號三の場合において補充選挙人名簿がない場合はその者に關して補充選挙人名簿を作製しなければならない

三、この場合は名簿の巻末にその旨及び作製年月日等を記載し委員長はこれに署名捺印しなければならない

四、関係部分に誤載があると決定したときは臨時衆議院議員選挙人名簿中関係部分に(備考欄)にその旨及び年月日を記載し職印を押捺しなければならない

五、決定に不服ある場合の出訴
選挙管理委員会の決定に不服がある者は決定のあつた日から七日以内に地方裁判所に出訴することができるその判決に不服ある場合は最高裁判所に上訴することができる

臨特令六二

臨特令六三

臨特令六四

臨特令六七

	17 確定 期日	16 死亡失格者等 の整理	
<p>次年の十二月十九日まで</p>	<p>十二月二十日に確定する</p>	<p>選挙人名簿に登録された者が左の各 一、死亡者あるとき 二、欠格條項に該当するに至つたとき 三、氏名を變更したとき 四、誤載があつたとき 五、その投票區域外又は他市町村に住所を移したとき 六、衆議院議員選挙法第三十七條又は同法第十二章の規定を準用する選挙において同法第三十七條の規定の準用により若くば政治資金規正法第四十七條の規定により選挙権、被選挙権を失うに至つたとき 七、その他名簿整理上必要ありと認められたとき</p>	
<p>衆一七₂</p>	<p>衆一七</p>		
<p>基本の衆議院議員選挙人名簿が効力を有する間</p>	<p>一、國及び縣の選挙に際しては縣選挙管理委員会の定める期日 二、市町村の選挙に際しては市町村選挙管理委員会の定める期日 三、前二項の期日は豫めこれを告示する</p>	<p>同上</p>	<p>2、報告しなければならない 3、人名簿がない場合は前項第二號に準じ措置しなければならない (備考欄)にその旨及び年月日を記載し職印を押捺すると共にその要領を告示しこれを縣選挙管理委員會へ報告しなければならない</p>
<p>臨特法一₃</p>	<p>臨特令一</p>		
<p>實質的には當該補充選挙人名簿の基 本となる衆議院議員選挙人名簿が効力を有する間効力を有する なお市町村選挙管理委員會は毎年十二月二十日の現在で補充選挙人名簿を作製し直さなくてはならない</p>	<p>一、同上 但し「國及び」を除く 選挙の次に「及び投票」を加う 二、同上 選挙の次に「及び投票」を加う 三、同上</p>	<p>同上</p>	
<p>地二七₅</p>	<p>地二七₅</p>	<p>地二六₆</p>	

18 有効期間及び 補充名簿の作 製し直し	19 名簿の提出	20 確定名簿登載 者数報告	21 名簿登載者の 五十分の一及び 数告示
	名簿を調製したときは直にその寫一通を縣選舉管理委員會に提出しなければならぬ	名簿確定した場合直ちに別記様式による確定名簿登載者数報告を縣委員會へ提出しなければならない	選舉人名簿が確定したときは直ちに地方自治法第五章に定める直接請求において選舉人連署の基準となるべき選舉人總数の五十分の一並びに三分の一の數を告示しなければならない
衆令五	同上	同上	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
この場合新に確定した衆議院議員選舉人名簿と對照して補充名簿に登載されている者で既に衆議院議員選舉人名簿に登載済の者は補充選舉人名簿から削除すると共に數回にわたつて調製された補充選舉人名簿はこれを一冊に纏める	同上	同上	
	地令二三一		自地 七四 至地 八六

確定名簿登載者數等報告様式

一、十二月二十日基本衆議院議員選舉人名簿確定の際報告するもの選舉人名簿登載者數報告

昭和 年 月 日現在
昭和 年十二月二十日現在

名簿の種類	登載者總數	登載者男女別内譯		登載者總數の内死亡、失格(轉出その他)誤載者等				當日の有權者	有權者の男女別内譯	
		男	女	死亡者	失格者	轉出その他	誤載者		計	男
衆議院議員選舉人名簿										
整理して作製し直した補充選舉人名簿										
計										

二、臨時衆議院議員選舉人名簿又は補充選舉人名簿確定の際報告するもの

(1) 選舉人名簿登載者數報告(衆議院議員選舉)

昭和 年 月 日現在(臨時名簿確定日現在)

名簿の種類	登載者總數	登載者男女別内譯		登載者總數の内死亡、失格者等				當日の有權者	有權者の男女別内譯	
		男	女	死亡者	失格者	誤載者	計		男	女
基本衆議院議員選舉人名簿										
臨時衆議院議員選舉人名簿										
計										

備考 一、名簿の種類は既に調製された全部の名簿(基本名簿、臨時名簿)につき記載すること。

(2) 選挙人名簿登載者数報告（地方議會議員選挙）

一、登載者總數欄はそれぞれの名簿の確定日現在におけるものであること、當日の有権者欄は最近の臨時名簿確定日現在におけるものであること。

昭和 年 月 日現在（臨時名簿及び補充名簿確定日現在）

名簿の種類	登載者總數	地方議會議員の選挙権を有する者に關する部分	同上男女別内譯		地方議會議員の選挙権を有する者に關する部分 （内死亡、失格、轉出、その他）誤載者等			當日の有権者	有権者の男女別内譯	
			男	女	死亡者	失格者	轉出その他		誤載者計	男
基本衆議院議員選挙人名簿										
臨時衆議院議員選挙人名簿										
補充選挙人名簿										
計										

備考 一、名簿の種類は既に調製された全部の名簿（基本名簿、臨時名簿、補充名簿）につき記載すること。

二、登載者總數欄はそれぞれの名簿の確定日現在におけるものであること。

當日の有権者欄は最近の補充名簿確定日現在におけるものであること。

三、登載者總數欄と地方議會議員の選挙権を有する者に關する部分欄は基本衆議院議員選挙人名簿及び補充選挙人名簿については同一數を掲げること。臨時衆議院議員選挙人名簿につき地方議會議員の選挙権を有する者に關する部分欄には住所期間六ヶ月に足らない海外引揚者を登録した場合においてその數を控除した數を掲げること。

参 考
選挙人名簿に關する告示例

○選挙人名簿の登録申請の方法及び期間告示例

告示第 號

昭和何年何月何日執行の何選挙につき衆議院議員選挙法第十二條の特例等に關する法律第一條及び地方自治法第二十六條の規定により調製する臨時衆議院議員選挙人名簿並びに補充選挙人名簿の登録申請の方法及び期間を次の通り定める。

昭和 何 年 何 月 何 日

記

何郡(市)何町村選挙管理委員会委員長 氏 名

一、登録申請の方法

昭和何年何月何日執行の何選挙に際し何月何日現在で調製する臨時衆議院議員選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登録される資格のある者若しくはその關係人は別記様式による「臨時衆議院議員選挙人名簿又は補充選挙人名簿登録申請書」に所定の事項を記入して申請の期間中に本市町村選挙管理委員会委員長に提出しなければならない。

二、登録申請期間

昭和何年何月何日から何日間

別記様式

臨時衆議院議員選舉人名簿
補充選舉人名簿
登録申請書

一、氏名	二、生年	三、男 女	四、職別	五、現住	六、前住	(1) 前住	(2) 住所	(3) 選舉人名簿に登録の有無	記載事項
何	何年何月何日生	男	何々	何	何	何	何	有	何
何	何年何月何日生	女	何	何	何	何	何	無	何
何	何年何月何日生	男	何	何	何	何	何	有	何
何	何年何月何日生	女	何	何	何	何	何	無	何
何	何年何月何日生	男	何	何	何	何	何	有	何
何	何年何月何日生	女	何	何	何	何	何	無	何

右の通り相違ありません
昭和何年何月何日

何市(町村)選舉管理委員會委員長 何 某殿

届出者氏名 何
選舉人との關係 何

某 印

○選舉人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に關する期日期間の告示例

告示第 號

昭和何年何月何日執行の何選舉につき衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律第一條及び地方自治法第二十六條の規定により調製する臨時衆議院議員選舉人名簿並びに補充選舉人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に關する期日及び期間等を次の通り定める。

昭和 何年 何月 何日

何郡(市)何町村選舉管理委員會委員長 氏 名

記

調製の現在期日	昭和 何年 何月 何日
調製期間	昭和 何年 何月 何日から 何日間
縦覧期間	昭和 何年 何月 何日から 何日間
異議の決定期間	修正の申立を受けた日から 何日以内
確定期日	昭和 何年 何月 何日

○選舉人名簿縦覧告示例

告示第 號

昭和何年何月何日現在により調製した衆議院議員選舉人名簿(臨時衆議院議員選舉人名簿及び補充選舉人名簿)を來る何月何日から何日間何市役所(役場又は何の場所)において關係者の縦覧に供する。

昭和 何年 何月 何日

何郡(市)何町村選舉管理委員會委員長 氏 名

○直接請求関係による選挙人数告示例

告示第 號

地方自治法第五章に定める直接請求において選挙人連署の基準となるべき数は次の通りである。

昭和 何年 何月 何日

何郡(市)町村選挙管理委員会委員長 氏

名

記

昭和何年何月何日確定の選挙人名簿に記載された者の	
五十分の一の数	三分の一の数
人	人



四國軍政府民間教育部長

フレッド・エヌ・カトリンガー

指導

アメリカにおける教育委員会

教育委員会というものは日本ではまったく新しい制度である。しかし間もなく日本全国に教育委員会が設立せられようとしているのであるから、日本人はそれがどんなものであるかをよく理解しておく必要があると思う。

次に記述することは、アメリカの教育委員会はどんなものであるか、またその背後にある理論はどんなものであるかということを簡単に説明しようとするものである。

日本に組織される教育委員会はアメリカのものと同一でないかもしれないが、アメリカの教育委員会に關して幾らかでも知識を得ることは、日本人にとつて興味を感じ、かつ價値あることと思われる。教育委員会とその機能について、幾らかの豫備知識が無いと、日本人はこの新しい制度において國民に課せられた義務と責任とを、充分に果し得ないであろ

うと思われる。

アメリカの歴史によると、そのはじめにおいては市民全体が直接に学校の経営に参加しておつたが殖民時代の初期になると、町會であらゆる學校關係の事柄を討議し決定したのである。しかし町が段々大きくなるにつれて、市民のみなが學校の問題に積極的に参加できなくなつて、學校に關する責任は市民全体を代表する少數の人々の手に委任せられるようになった。かくて學校關係の問題を處理するため、専門の教育委員が選ばれ、遂にはこの教育委員會が生まれることになつたのである。

このアメリカの選舉による教育委員會は民主主義の典型的な機關の一つであつて、その委員會の背後における理論は、人民が自分達の學校を運営してゆく権利を持つてゐるということである。

しかし人民が直接自分達の學校を運営できないので、その自治体の代表者によつて構成せられた教育委員會が、この學校運営の仕事を處理するために選

二

出せられたのである。さらにこの問題について述べると、アメリカでは、各州がそれぞれその教育機關を運営する権利をもつてゐるのである。しかし學校組織の行政と監督の大半は、州から地方教育委員會（學務委員會とも呼ばれてゐる）へ委任してゐる。これはアメリカ人が、眞の民主主義は教育の地方分權制と、官僚の不干渉主義によつて可能であることを信じてゐるからである。すなわち各州は基本法則を定め一般的法規、施行細則を制定し、地方自治体にそれらの問題を解決させるのである。この制度は比較的むづかしい制度であり、市民に對して要求するところも比較的大きいのであるが、他方最も民主的であり、またおそらく民主的教育を盛んにするために唯一の制度である。

教育委員會とは何か

教育委員會とは、市町村の學校行政を行うために市町村から選出された公共心をもつた市民の集り

ある。それは月に一回、もしくは仕事の都合によつては度々、一定の時刻と場所（大抵は学校の校舎）で會合し、その會合は公開せられている。

教育委員會は、三十名またはそれ以上の委員からなつてゐるのが普通であつたが、近年はずつと少くなつてゐる。この方面に精通しておる人達の意見としては、五名乃至九名位の少人数の委員會の方が、能率的に仕事を運ぶためには一番よいと考へておるようである。アメリカでは七名制が普通であり、最もよいとされておる。

その理由としては、七名位であると一つの車を圍んで席につき話をするような態度で討論をして、問題を比較的短時間の内に決めることができるからである。多人数の集りであると、話を決めるのにも長い時間がかかることが多い。

教育委員の資格

教育委員がどんな資格をもつていなければならぬ

いかという事に関しては、別に決まつた規則はない。しかし大體において教育委員會は、私事ばかりでなく公事を遂行し得る能力や、優れた人格をもち、その上立派な教育を受け、教育に興味をもち、その重要性に對して確信をもつてゐるような人達によつて構成せらるべきである。そしてまた自治体を代表するものでなければならぬ。すなわち教育委員は悉くが教師であつたり、みんなが實業家であつてはならないし、また全員が政治家であつてもならないのである。むしろ委員は色々な職域を代表するものであるほうがよい。また教育委員としての職務に喜んで時間と精力とを割くことのできる人でなければならぬ。その上協力的態度の人でもなければならぬ。従つて教育委員が學校に通つてゐる生徒をもつてゐるといふことは、一層望ましいことである。そうして學校の問題について理解のある態度で論議することが出来る人でなければならぬ。勿論これらの前提として、法的團體としての教育委員會の機

能、ならびにその委員としての職務を明確に理解していなければならぬ。教育委員の選出が極めて重大なことであり、すべての市民の重要な義務であるということは、アメリカにおける進歩した多くの人々の意見の一致している点である。

教育委員の選出

教育委員を選出するには、アメリカでは数種の方法が用いられておるが、結局指名か、選挙かの二つに歸結する。しかしアメリカの権威者達は、大抵選挙によるのを良いとしておるし、この方法が各市で現在一番よく行われておる。選挙がよいといわれる理由は、人民がそれによつてより以上學校の問題に興味をもつようになること、一層民主的であるからである。また選挙によつて教育が人民の手中に置かれ、またそれがうまく運営されることによつて、任命権を通じて權力をたくましくせんとする役人どもの、政治的奸計を防止することにもなる。し

かし選挙にあつては、立派な人々によつて教育委員會をよい方向に運営して貰うようにするという考えをもつことが市民各位の責務であると同時に、指名や選挙せられた人々は、それを受諾することが責務であると考えねばならない。

教育委員會の選舉

或市の教育委員を選挙する場合は廣く市民全般から選出せられるはずである。市を數地區にわけて地區代表の方式によつて選挙してはならないというところが一般にみとめられている。それは地區代表の方式で選出せられた教育委員は、自分の地區内のことにとらわれて、その市全體の問題を處理するにあつて、必要な大乗の見地に立つことを忘れてしまふからである。

アメリカの権威者間では、教育委員の選挙は政治的選挙とは時期を異にする方がよいといわれている。その理由は明かである。もし教育委員の選挙が

政治的選挙の期間中に行われるとすると、選挙民は學校を運営する委員を選び出すのにあたつて、特に考慮しなければならぬ點に注意をしないであらう。立派な教育委員となる資格よりも、むしろ特殊な政治的見解に従つて選挙するようになる心配がある。いずれにしても教育委員の選出には、政治的關係を考慮することは禁物である。

教育委員は資格を有する適當な選挙民の請願によつて指名せられた人々を選んでもよい。この方法によると、選挙の場合には尻込みを出さないような立派な人達が指名せられることにもなるであろう。

教育委員の職務

教育委員が無給で仕事をするという原則は、よい制度である。どこの市町村にでも、必ず公共心に富んだ市民があつて、その人達は奉仕的に働くことを義務であり、また名譽であると考え、無給であるからといつて、その仕事を怠るようなことはしない。

それに反して、もしも委員が有給制であると、公衆奉仕の觀念をまつたく無視してしまつて、たゞ金銭欲しさに教育委員の職を求めようとする好ましくない人が、委員になろうとするかも知れない。

委員会の諸政策が公正な試験を受けるために、委員の任期は長くなければならない。四五年が一番よいと考えられる。もつともこの任期はそれぞれの自治体により、またそれぞれの地方的必要によつて變つてもよい。

なお委員各自の任期はくい違わさなければならぬ。すなわち委員全部の任期が同時に切れるようでは、安定した繼續的な行政政策が確保せられることができないからである。

教育委員会の機能

教育委員会のあり方によつてそれぞれの自治体の教育の性格が決定せられるのである。また教育委員会の性格によつて、自治体における未來の市民の性格

が決定せられることになるのである。

このことは勿論、教育委員会が極めて重要であり、また極めて重要な権限をもつていふことである。アメリカの教育委員は通例つぎの権限を持つておる。

- 一、自治体の教育政策を樹立する。
- 二、その政策の實行を監督し學校制度の効果を判定する。
- 三、教員・視學・教育行政その他教育關係事務員を任命する。
- 四、學校の敷地を手に入れこれを保管する。
- 五、學習要項を採擇する。
- 六、學校用品を購入する。
- 七、校舎を建築する。
- 八、賦課金を徴集し、または豫算を他の團體に提出する。
- 九、學校經營管理の規則規定を制定する。
- 一〇、自治体の住民に公民教育とその價值ならびに

必要性について周知させる。

六

前項の第一と第二が最も大切なことであるが、さらに強調せねばならない點は、教育委員会は政策決定機關であつて、執行機關ではないということである。すなわち委員会は政策を作成し、學校監督局長。(教育長)はそれらの政策を實行するといふのである。その監督局長は委員會の定めた政策に合致しているか否かを審査し、合致していない時はその原因を究明する。アメリカの書物にある句を引用すると「機能を充分發揮するためには、教育委員会は政策決定機關として活動するもので、調査または批判はするが執行機關として行動してはならない。」とある。すなわち教育委員會の機能は學校を運營するのではなくて、その運營せられておる状態を監督するのである。

政策決定の實例としては、夜間學校の設立、教師を増員する必要の有無、新校舎の建築、教科書の變更などについて決定するのである。アメリカでは教

育問題に關する一切の權限は、それぞれの州が握つておる。教育は州の責任であり義務である。しかし州は教育行政の大抵のことは、郡市町村に委任しておるから教育委員会は、州の教育政策の代理機關であると共に、常に州に對しては從屬的の立場にあるのである。

結 び

アメリカでは教育委員會が極めて重要なものであることは、以上述べたことで了解のこと、思う。その委員會は民主國の人民が、學校を運営して行く機關であり、また公共の機關でもある。その實證としてはその會議は一般に公開せられていることでも明らかである。

この教育委員會こそは、その國家の將來を左右すること、なるのである。なぜなればその作つた政策が、一國の將來の國民に影響するところが甚大であるからである。

教育委員會において奉仕することは、最も光榮と考へられておるが、實にその通りである。本當にそれは大きな責任であり、また同時に最高の公共的奉仕であつて、決して個人的野望又は私利追求によつて汚濁せられてはならないのである。

教育委員會

一九四八年八月二十七日

F. Johnson
Box
#325B

今秋十月五日教育委員會法に基いて新たに設置せらるべき教育委員の最初の選挙が全国的に施行せられる。各府縣教育委員會の七名の委員中六名は公選に依り他の一名は府縣議會により議員中より選任せられる。

教育委員候補者は六十名以上の推薦者によつて推薦せられ且つ教職員適格審査を通過する事を要する。

教育委員會は公民を代表して當該自治体の獨特の必要に應じて教育指導の任に當るものである。此の教育委員會の善き候補者は一体法的資格の外にこのやうな人でせうか。

○次に掲げるやうな人は教育委員として適當です。

イ、學校と生徒達のことに關心をもつてゐる

ロ、新教育制度に理解をもつてゐる

ハ、民主的なものゝ考へ方をし地方自治行政並に財政に精通してゐる

ニ、税金完納者である

ホ、社會の尊敬と信頼を得てゐる人格者である

ヘ、その自治体や學校に對して誇りを持つてゐる

ト、委員會の諸會合に出席できるだけの時間的餘裕と精力をもつてゐる

チ、協調的な人

リ、公職並びに教職員適格審査合格者である

○次に掲げるやうな人は教育委員として望ましい人ではありません。

イ、教育委員會に賣りつける物品をもつてゐるか又は何か利益をうるために委員の仕事をしようとする人

ロ、何か政治的利益をもくろんでゐる人

ハ、特に一つの學校に興味をもち他の學校に冷淡な人

ニ、教育委員會を踏み台としてより高い地位職業にありつかうとする人

ホ、實業家として或は百姓として失敗したので何か新しいことに一つ手

をつけて見ようとする人

今日迄のところ教育委員會に最大の關心を示して來た人達は教員であつた

これは一應洵に結構なことです。併し一般人は教育委員會の仕事を全部教

職員達に任してはいけません。

教職員の人數は多く見積つて全人口の二パーセントにすぎない、教育委員

會は社會各層を代表するものでなければならぬ、それは子供を學校へ通は

せてゐる全父兄が各階層を代表してゐるやうにするべきです。

教育委員會が設置せられ現實に發足した曉には各地方自治体に於ける教育

に關する事項が教育委員會及び教育長によつて處理され遙かにはなれた東

京の誰かが決定するのでなくなり、洵に教育委員會の設置こそは過去

三ヶ年に採られた教育の眞の地方分權並に民主化のための方策の中最大な

方策の一つとなるべきものであります。

地方委員会

8. 教育長の特別ニ法規ニ定メテナイ管理上ノ事項テ次、委員会ノ會議ニ處置ヲ必要トスルコトヲ解決スル權限ヲ有スル。教育上ノカル處置ハ次回、委員会々議ニ報告サレネハナラナイ。

10. 年次報告

教育長ハ月或ハソレ以前ニ教育委員会ニ提出スベキ年次報告ヲ作成スルコトヲ要スル。

11. 事務局

事務局ノ組織ニツイテハ委員会ハ教育長ノ提案ヲ要求セネバナラナイ。

12. 財務

a. 教育長ハ目ノ定例會議ニ於テ委員会ノ審議ニ付スベキ豫算作成ヲ要スル。
b. 教育長ハ委員会ヨリ豫メ承認ヲ得タル場合豫算、範圍内ニ於テ支出ヲナス權限ヲ有ス。教育長ハ自己ノ權限ニ於テ豫算、範圍内ニ於テ各別個ノ事項ニツイテ田ヲ超ヘサル範圍ノ支拂ヲナスコトが出来ル。

c. 委員会ハスベテ未辨ノ請求書カ正者ナル監査ヲ経アラユル支出、詳細ナル財政上ノ記録ヲ備ヘテイル場合コレヲ承認スル。

d. (教育委員ノ報酬諸経費ニ関スル事項)

13. 規則変更

コレ等ノ規則ノ変更ハ連續ニ回、定例會議ニ於テ承認ナレタ場合多數決ニヨリコレヲナスコトが出来ル。

Rules & Regulations for Bd/Ed.

The items which are thought proper to be included in the rules and regulations for the Board of Education

1. 委員会、機能 教育委員会規則ニ合ハルルニ適当ト認メラル事項

教育制度実施、シテノ方策ヲ設ケルカ教育委員会、本務ナル。ソノ方策、執行ハ教育長及ビ

2. 役員

委員会、役員ハ委員長、副委員長、及ビ幹事トスル。教育長ハ委員会幹事、役ヲ兼スル。 本員

3. 会議

a. 委員会、年次組織会ハ十月、定例会議ニ於テ開カルベキナル。

b. 委員会ハ毎月 日ニ定例会議ヲ開ク。

c. 公衆ハ委員会、開会 時間前迄ニ 委員会幹事、入場許可証ヲ得時ニ公開会議ニ入場 出スル。

d. 委員会ハ委員会三分ノ二以上ノ決議アリタル場合ハ何時モ秘密会ニ入り得ル。但シ動議ハスベテ公開会議ニ於テ提出サレ、通過サレバナラナイ。

4. 議事次第

定例会議ニ於ケル議事次第ハ次ノ如クナルベシ。

- 1. 開会宣言
- 2. 挨拶
- 3. 前会議ニ於ケル議事録ノ朗讀及ビソノ承認
- 4. 教育長報告及ビ提案
- 5. 会計報告
- 6. 未清決事項
- 7. 新議題
- 8. 閉会
- 9. 通信文並ヒニ請願書
- 10. 小委員会報告

5. 議事進行規則

教育委員会ニ於テ處理サレヌベシノ事項ハ次ノ原則ニ從ヒ行ハレバナラナイ。

a. 会議ハ常ニ委員長(又ハソノ代理者)ノ管理下ニアルベキト。

b. 委員長、承認ナクシテハ何人モ發言スルコトが出来ナイ。

c. 委員長ハ他ノ委員ト同様ニ動議ニ賛同シ討議ヲナシ 投票スル權利ト有ス。

d. 委員会、正規、決議トハ正当ニ提出サレ支持者アリ表決サレテ動議ニヨルモノナル。

e. 動議ニ對スル討議ハスベテ動議ヲ提出サレ支持スルモノアリテヨリ表決サレテ、向ニ於テ行ハレバナラナイ。

f. 委員会、決議事項ハ向ニ審議ヲサレキ時ハ向ニ審議、動議ハ多數決ニ從ヒ行ハレバナラナイ。

From Mr. ... (Hayano 11/6/51) ... Recd. at ... 10 Nov. 48

- 1. 開会宣言
- 2. 報告及提案
- 3. 前会議の議事録の朗読及承認
- 4. 教育長報告
- 5. 小委員会報告
- 6. 他議事
- 7. 通信文並に請願書
- 8. 閉会

5. 議事進行規則

- 1. 教育委員会に於て處理されるべき事項は、原則として従行ハネハナラナイ。
- 2. 会議は常々委員長(又ハ代理人)ノ管理下ニアルベキコト。
- 3. 委員長承認ナクシテハ何人モ發言スルコトが出来ナイ。
- 4. 委員長ハ他委員ト同様ノ動議ニ賛同シ討議ヲナシ投票スル權利ト有ス。
- 5. 委員長ノ正規決議トハ正當ニ提出サレ支持者アリ表決サレテ動議ニヨルモノナル。

6. 議事録

- a. 委員會議中、議事進行状況ハスベテ書記ヨリ記録サレバナラナイ。承認サレテ議事録ハ教育委員会事務所に於て縣下有権者、縦覧ニ供セラレバナラナイ。議事録ハ委員會議決事項ニ關スル公文書トナル。
- b. 各委員ハスベテ正規動議ニ對シ投票ハ議事録ニ記録サレバナラナイ。

7. 公聴會

- a. 委員會議中、議事進行状況ハスベテ書記ヨリ記録サレバナラナイ。承認サレテ議事録ハ教育委員会事務所に於て縣下有権者、縦覧ニ供セラレバナラナイ。議事録ハ委員會議決事項ニ關スル公文書トナル。
- b. 各委員ハスベテ正規動議ニ對シ投票ハ議事録ニ記録サレバナラナイ。

8. 教育長及職員

- a. 教育長ハ日定例會議ニ資格アル候補者中ヨリコレヲ任命シナケレバナラナイ。ソレ以前ニ地位が欠員トナリタル場合委員會議ハ法律ニ定ムルトヨリ從ヒ之ヲ任命セバナラナイ。
- b. 教育委員監督下ニアルシテ他スベテ職員ハ教育長ノ推薦ニヨリ任命シテ任用サレル。
- c. 教育長ハ正當ナル理由ニ基テ場合ハ生徒ヲ停學セシムル權限ヲ有スル。カ、ル處置ハ次ノ委員會議ニ報告サレバナラナイ。

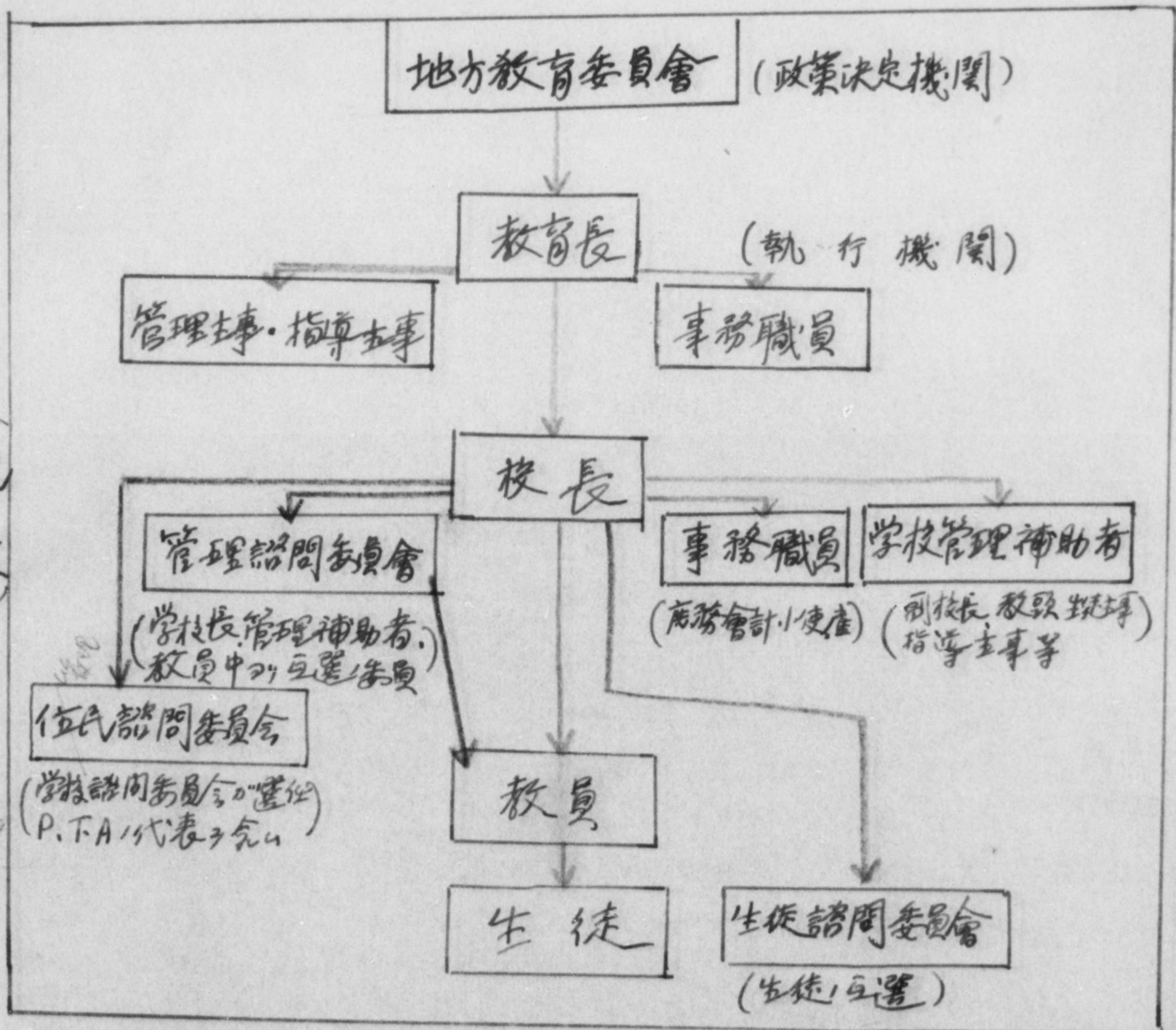
9. 教育長及職員

- a. 教育長ハ日定例會議ニ資格アル候補者中ヨリコレヲ任命シナケレバナラナイ。ソレ以前ニ地位が欠員トナリタル場合委員會議ハ法律ニ定ムルトヨリ從ヒ之ヲ任命セバナラナイ。
- b. 教育委員監督下ニアルシテ他スベテ職員ハ教育長ノ推薦ニヨリ任命シテ任用サレル。
- c. 教育長ハ正當ナル理由ニ基テ場合ハ生徒ヲ停學セシムル權限ヲ有スル。カ、ル處置ハ次ノ委員會議ニ報告サレバナラナイ。

School Administration Systematic Table

學校管理系統圖

(民衆)




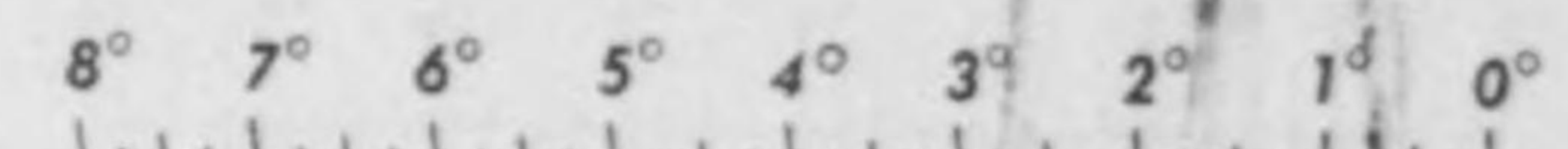
775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

WASHIMA

FIRST EDITION-AMS 1

SHEET 4949



あなたの教育委員会

10 教育長は委員会の指導監督を受けて教育事務を行ふ。



あなたの教育委員会

12

10月5日

